（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＣＰ18897
金額　292,530円
支払期日　平成25年２月28日
支払地　山形県山形市
支払場所　株式会社山形銀行馬見ヶ崎支店
振出日　平成24年11月12日
振出地　山形県山形市
振出人　株式会社山ワラ商事　代表取締役　會田　浩之
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２５年（へ）第２５号
大阪市旭区高殿４丁目22番40号
申立人　株式会社ＯＭＡＧ
代表者代表取締役　太田　健治
権利を争う旨の申述の終期　平成25年７月18日
平成25年７月19日　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手（線引）　１通
小切手番号　ＬＨ20864
金額　5,070,000円
支払人　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行今里支店
支払地　大阪市
振出日　平成25年２月１日
振出地　大阪市
振出人　株式会社シープロン化成　代表取締役　有本　　茂
最終所持人　申立人

平成２５年（へ）第１号
大阪府堺市西区津久野町１丁１番１号
申立人　勤労者住宅株式会社
代表者代表取締役　四宮　規行
権利を争う旨の申述の終期　平成25年７月11日
平成25年７月18日　堺簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手　11通
⑴小切手番号　ＪＤ77591
金額　20,000,000円
支払人　株式会社徳島銀行堺支店
支払地　大阪府堺市
振出日　白地
振出地　大阪府堺市
振出人　勤労者住宅株式会社　代表取締役　四宮　敏宏
最終所持人　四宮　敏宏
⑵小切手番号　ＪＤ77598
金額　30,000,000円
⑶小切手番号　ＪＤ85265
金額　4,000,000円
⑷小切手番号　ＪＤ85266
金額　4,000,000円
⑸小切手番号　ＪＤ85268
金額　4,000,000円
⑹小切手番号　ＪＤ85269
金額　4,000,000円
⑺小切手番号　ＪＤ85270
金額　4,000,000円
⑻小切手番号　ＪＤ85272
金額　4,000,000円
⑼小切手番号　ＪＤ85274
金額　4,000,000円
⑽小切手番号　ＪＤ85275
金額　4,000,000円
⑾小切手番号　ＪＤ85276
金額　白地
⑵ないし⑾の小切手の支払人、支払地、振出日、振出地、振出人、最終所持人は⑴の小切手の記載に同じ

平成２５年（へ）第４号
福岡市博多区石城町12番１号
申立人　三興バルブ継手株式会社
代表者代表取締役　長崎　洋臣
権利を争う旨の申述の終期　平成25年７月12日
平成25年７月17日　福岡簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＹＸ43622
金額　320,000円
支払期日　平成25年２月28日
支払地　福岡市
支払場所　株式会社福岡銀行渡辺通支店
振出日　平成24年11月29日
振出地　福岡市南区那の川１丁目23番35号
振出人　株式会社九電工　代表取締役社長　橋田　紘一
受取人　北村設備工業
裏書人　北村設備工業　代表　北村　和憲
被裏書人　白地
最終所持人　申立人

平成２５年（へ）第５号
東京都渋谷区神宮前２丁目19番12号
申立人　アドモンド株式会社
代表者代表取締役　渡邉　袋治
権利を争う旨の申述の終期　平成25年７月12日
平成25年７月17日　福岡簡易裁判所
（別紙）　目　録
為替手形　１通
手形番号　Ａ01075
金額　451,000円
支払人　株式会社ムーンスター
支払期日　平成25年１月31日
支払地　福岡市
支払場所　三井住友信託銀行株式会社福岡支店
振出日　白地
振出地　白地
振出人　申立人
引受人　株式会社ムーンスター　代表取締役　猪山　　渡
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２５年（へ）第２号
次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。
千葉県市原市八幡1615番地
申立人　鶴岡　玉江
申立人代理人弁護士　榎本　初雄
同　大川　雅史
権利の届出の終期　平成25年７月19日
平成25年７月22日　千葉簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　市原市八幡字蕗原1665番１
宅地　76.03平方メートル
⑵登記年月日番号　千葉地方法務局市原出張所明治44年８月26日受付第3450号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　永小作権設定
原因　明治44年１月１日設定
小作料　１年４円82銭
支払期　明治44年１月より明治48年12月迄の分は明治44年８月26日に支払其の後は毎年12月30日
存続期間　20年
永小作権者　東京市日本橋区濱町二丁目11番地　高田直三郎

破産手続における包括的禁止命令

平成２５年（フ）第７８４３号
東京都中央区築地５丁目２番１号
債務者　有限会社佃水産
主文　本件につき、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成25年７月22日
東京地方裁判所民事第20部

破産手続における保全管理命令

平成２５年（フ）第７８４３号
東京都中央区築地５丁目２番１号
債務者　有限会社佃水産
１　主文　破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　弁護士　北澤　秀男
平成25年７月22日
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第３４１０号
大阪市淀川区西中島４丁目12番５号
債務者　株式会社スターズ（旧商号株式会社サン・ジャパン）
代表者代表取締役　田中　照壽
１　決定年月日時　平成25年７月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　木村圭二郎
４　破産債権の届出期間　平成25年９月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成25年11月６日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部